

特別区民税・都民税納税通知書記載イメージ

◎公的年金からの特別徴収は、公的年金受給者の納税の利便や市区町村における徴収の効率化を図る観点から行われています。

Table with columns: 普通徴収 (納期限, 納付税額), 年金特別徴収(今年度徴収分) (回数, 納期限, 納付税額), 年金特別徴収(翌年度仮徴収分) (回数, 納期限, 納付税額)

引き続き前年度から年金特別徴収となる場合、納付額はありませぬ。ほかに普通徴収税額がある場合や年金特別徴収初年度の場合は表示されます。

年金特別徴収のうち、4月支給分以後の仮徴収金額を表示しています。

年金特別徴収のうち、10月支給分以後の本徴収金額を表示しています。

翌年度に年金支給額から仮徴収を行う金額を表示しています。この金額は2月徴収分と同額になります。

納税通知書の記載については左の図のようになります。

年金特別徴収 初年度 例 年税額 54,600円 の場合

Table showing tax amounts for initial year: 普通徴収(個人納付) and 特別徴収(本徴収) with months 6, 8, 10, 12, 2.

年金特別徴収 次年度 例 年税額 56,600円 の場合

Table showing tax amounts for second year: 特別徴収(仮徴収) and 特別徴収(本徴収) with months 4, 6, 8, 10, 12, 2.

住民税の公的年金からの特別徴収制度について

凡例 問合わせ(申込先) HP ホームページアドレス Eメールアドレス

年金特別徴収とは

公的年金を受けている方の納税の便宜を図る目的で、公的年金を支給する際に個人住民税を差し引いて行う徴収のことです。

対象

個人住民税の納税義務者のうち、前年中に公的年金などを受給している方で、当該年度の初日(4月1日)に老齢基礎年金などを受給している65歳以上の方

年金収入のみの方(65歳以上)で公的年金所得のみでは非課税となる方(例えば単身の方は年金収入額15万円以下、配偶者を扶養にしている方は、年金収入額211万円以下の方)

年金仮徴収

平成25年度における年金からの特別徴収は、2月分まで行いました。その後、2月分と同額を4・6・8月分の徴収額とする仮徴収制度が始まっています。

ただし、この金額はあくまでも仮に設定されていますので、平成26年度の住民税額を決定する6月に、決定した税額との調整を行い、その上で本徴収を実施します。

なお、税額の計算結果によっては年金特別徴収を中止し、普通徴収に変更して納付書によって納めていただく場合や、多く徴収している仮徴収税額の一部または全部をお返しの場合があります。

計算結果は、6月10日(火)に発送する「特別区民税・都民税納税通知書」に記載をいたしますので、ご確認ください。

納税通知書記載内容

納税通知書に記載をする内容は次のとおりです。
・本年度特別徴収税額(仮徴収分4・6・8月徴収分と本徴収分10・12・2月徴収分)
・翌年度仮徴収額(翌年4・6・8月徴収分)
・普通徴収税額(公的年金に係る特別徴収税額以外の普通徴収税額または年金特別徴収初年度の普通徴収税額)
・給与から特別徴収される税額

平成26年度国民健康保険料 納入通知書の送付

平成26年度国民健康保険料の納入通知書を6月中旬に全加入世帯へ郵送します。

保険料は、確定した平成25年中の所得をもとに計算します(詳細は別表1のとおり)。

均等割額軽減制度 保険料の均等割額軽減制度の軽減判定基準が変更になりました(別表2のとおり)。

減額措置 平成25年度から実施している保険料の減額措置は減額内容が変更になりました。

対象 住民税が非課税の方 賦課のもととなる所得の25%を減額して所得割額を計算

納付方法

合計額が1年間の保険料

保険料のお支払いは、6月から翌年3月までの10回割です。

通知書には、各月納期分の納付書と、1年間分の全納用納付書を付けています。一括で納付できる方は、ご協力ください。

なお、コンビニエンスストアでも納付できます。納付方法が年金からの天引きの方

2カ月に一度の年金受給月に保険料を天引きします。対象は、次の条件を全て満たす世帯です。

・世帯主が国保被保険者
・世帯全員が65歳以上74歳以下
・世帯主が年間18万円以上の所得申告

年金を受給し、国民健康保険料と介護保険料の合算額が年金受給額の2分の1以下
口座振替による納付方法への変更
年金からの天引きとなる世帯も、申請により口座振替による納付に変更することができます。

会社などの健康保険に加入していた方の旧被扶養者への保険料負担軽減措置
会社などの健康保険に加入していた方が後期高齢者医療制度に移行することに伴い、その方の扶養となっていた方(旧被扶養者)が新たに国保へ加入された場合には、申請により保険料の所得割を免除し、均等割を半額にする減免措置があります。ただし65歳以上の方に限ります。

所得申告
一定の所得以下の世帯では、保険料が減額になる場合もありますので、世帯の中で平成25年中の所得の申告をしていない方がいる場合は、収入の有無にかかわらず、お早めに所得の申告をしてください。

国民健康保険料資格取得
(3546)5362

別表1 平成26年度の年間保険料

Table showing insurance fees: 基礎分保険料, 後期高齢者支援金分保険料, 介護分保険料 with 均等割額 and 所得割額.

◎賦課のもととなる所得金額とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに株式・長期(短期)譲渡所得金額等の合計から、基礎控除33万円を控除した額(雑損失の繰越控除は適用しません)のことで、「旧ただし書き所得」ともいわれます。

別表2 均等割額軽減判定基準

以下に該当する場合、保険料の均等割額が軽減になります。

Table with columns: 軽減内容, 軽減判定基準. Rows for 7割軽減, 5割軽減, 2割軽減.

◎加入者には、国保から後期高齢者医療制度へ移行した人を含みます。
◎軽減判定基準日は、平成26年4月1日です。ただし、平成26年4月2日以降に新規加入した世帯については、資格を取得した日となります。